

令和5年8月4日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年8月4日(金)
14時00分～14時48分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件
議案第17号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他

出席委員 18名

1番 田 悟 敏 子	10番 山 崎 外 喜 雄
2番 三 輪 和 雄	11番 中 川 邦 夫
3番 吉 江 秀 一	13番 渋谷 達 也
4番 石 丸 正 明	14番 西 村 一 成
5番 宮 西 勝 昇	15番 中 田 栄 信
6番 加 賀 谷 良 雄	16番 高 橋 賢 治
7番 木 村 鉄 雄	17番 山 本 克 博
8番 唐 島 隆 夫	18番 大 浦 正
9番 加 藤 裕	19番 福 原 智 子

欠席委員 12番 和 田 由美子 20番 水 上 龍 二

令和5年8月4日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
<p>会長</p>	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会8月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名で定足数（過半数）に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>欠席委員は、和田委員さん、水上委員さんとなっております。</p> <p>本日の議事録署名委員を指名いたします。3番の吉江委員さんと4番の石丸委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第15号 「農地法第3条の規定による許可申請について」計1件</p> <p>○議案第16号 「農地法第5条の規定による許可申請について」計2件</p> <p>○議案第17号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。</p> <p>それでは、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号11番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は1,033㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号11番について、調査報告をお願いいたします。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>それでは報告いたします。地図の1ページを見て下さい。譲渡人の〇〇さんですが、この方は〇〇に住んでおられましたが、40年ほど前に〇〇に移住されています。その後、地図の田んぼのところに〇〇さんの隣の〇〇さんのところがちょうど〇〇さんの家でありました。そ</p>

	<p>の後に入られたということです。〇〇に行くときに〇〇さんに自分のところの田んぼを作ってくれということで、1,033㎡の田んぼをお願いしていかれたということです。その後、〇〇が出来まして、〇〇さんもその一員ということで、現在の田んぼを作っておられます。最近になって、自分も80歳を過ぎたということで、誰か買ってくれる人はいないかと〇〇さんに相談があったと、ところが自分も手いっぱい田んぼはいらないと、でも〇〇にこんな話があるのだがどうかということで、いろいろ〇〇に相談した結果、たまたま値段についても合意に達したということで、〇〇の方で買い取るという話になったそうです。そういうことで、今後農地整備の関係もございまして、これでいいんじゃないかということで、〇〇の人も納得の上契約されたということです。現在、この手前の175番地と174番地の田んぼを畔通しをして一枚の田んぼにしています。農地の排水についても問題ありませんので、承認のほどよろしくお願いします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第15号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第15号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第16号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページから4ページをご覧ください。</p> <p>受付番号11番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん外3名、借借人が〇〇さんです。対象の農地は7筆で合計面積が19,375㎡となっており、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、3ページから6ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>

会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号11番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	第5条の11番のこちらの方の現地及び譲受人に話を聞いてきました。〇〇さんと〇〇さんに面談をして確認させていただきました。土砂の採石ということで、地盤改良を含めてこれから提供したいということで、現在ちょうどコシヒカリと早稲の作物を植え付けていますが、予定通りいけば8月と9月上旬に刈り取るという形で、進めたいとおっしゃっておりました。用水関係も含めて、工事の方が〇〇さんで、近隣でもされているということで、安全についてなおかつ配慮しながら進めていただくように話をしているということで伺っております。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
〇〇委員	図面をみますと、市道とか公衆用道路とか土地改良区の水路とかスーパー農道とかそれぞれ隣接しているのですが、その方々の協議、了解は文書上必要じゃないのですか。
事務局	隣接に農地があった場合は所有者、耕作者の同意は必要です。それ以外については町内会長、生産組合長に了解をいただいています。国や県の用地については農地法での同意書は必要ないこととなっております。
〇〇委員	危険なことはしないと思いますが、安全妨害になっていることについてはしなくていいということですか。
事務局	書類上は全ての隣接地の了解をいただかないという決まりはございません。
〇〇委員	隣接農地の方だけの了解が必要だということですか。
事務局	農地法上は農地に影響がないようにということで決まっております。

〇〇委員	土地改良区の水路はどのようなのですか。
〇〇委員	議案書には書類は付いていませんが、別には、生産組合長、土地改良区、町内会長全て同意の上了解は得られています。
会長	受付番号11番について、質問が無いようですので、次に、受付番号12番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号12番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん外4名、賃借人が〇〇さんです。対象の農地は10筆で合計面積が12,694㎡となっており、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、7ページから13ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号12番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	報告申し上げます。12番の申請に関して申し上げます。〇〇地区の自治会長、生産組合長、土地改良区の担当、耕作者の〇〇さんの同意も含めて承認の印鑑が押されています。〇〇さんには遠方で遠かったのですが、連絡はとれなかったのですが、それ以外の方は電話と面談で間違いはないということで、現況は、春に麦の耕作が終わられて、転作の形でそのままの状態です。工事待ちということで話を承りました。こちらやはり地盤改良が目的で進めたいということでした。こういう形で報告申し上げます。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第16号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第17号「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第17号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。</p> <p>5ページをご覧ください。小矢部市長より農地利用集積計画の制定について諮問がありました。</p> <p>内訳につきましては、6ページの利用権設定集計にありますように、</p> <p>「10年以上」利用権設定が4件で、合計面積が10,546㎡であり、すべて新規となっております。「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」、「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。</p> <p>申請の内容は7ページに記載のとおりです。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第17号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第17号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項は、今回ありません。</p> <p>次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <p>1)農地法第3条の3第1項の規定による届出 8ページ</p> <p>2)業務報告・予定 9ページ</p> <p>3)その他連絡事項</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
〇〇委員	<p>非農地通知のリストを班長さん以外もいれておいたほうがよいのではないですか。どうやって日時を決めるかとか教えてください。</p>

〇〇委員	会が終わった後、お互いに調整しましょう。
〇〇委員	令和4年10月現況確認分ということで、ここは非農地やというふう に農業委員会が認定したところを地権者に行ってくれということですか。 10月に地権者は立ち会っているのですか。
事務局	立ち会っていません。6月に送ったのが最初のお知らせです。
〇〇委員	ここは農地だという言う人もおられるのですか。該当じゃない場所 も非農地にしてくださいと言われる方もおられますか。
事務局	どちらもおられます。
〇〇委員	毎年、非農地の確認をするために家に行くのですが、農業委員として 非農地をどんどん増やしたいのか、農地をしてくれとお願いするの かですが、非農地が増えていっているんで、どうしていくかわからな いです。
事務局	農業委員の仕事は農地を守っていくのが仕事ですが、その中で守っ ていくべき農地とどうしようもない一から木を掘り起こしてゼロから やり直さないといけない農地を非農地としています。農地として10月 から11月にかけてこの現地をどうしていくかという案内はしていま す。今持っていくところはどうしようもない農地になっているところ です。
〇〇委員	どうしようもない農地というのはあるはずがない。
事務局	耕作できるかできないかの判断を農業委員さんに見てもらって判断 してもらえない。水が来るとかいろんな条件などそういうことを 農業委員さんに見てもらってその中で農地の最適化ということで使え る農地を有効に使っていくという作業が前提です。
〇〇委員	非農地を止めるために、その前にどうしたらいいですかというのが 本当の仕事ではないかと思います。

会長	無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。 これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を吉江職務代理よりお願いします。
職務代理	暑い中、初の総会ということでいろいろありましたが、これからも よろしく願いいたします。
	－8月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。

なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和5年8月4日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員 3番 吉 江 秀 一

4番 石 丸 正 明